

## 4. 新規就農者の確保又は認定農業者の育成を目標としている事例

～ 目次 ～

| 都道府県名 | 市町村名 | 協定名                              | タイトル                 | 掲載ページ    |
|-------|------|----------------------------------|----------------------|----------|
| 北海道   | 中川町  | <small>なかがわちやう</small><br>中川町    | 酪農ヘルパーの活用による就農環境の改善  | 新規・認定-1  |
| 岩手県   | 一関市  | <small>かみようがい</small><br>いきいき上要害 | 集落全員参加で「いきいき」集落      | 新規・認定-3  |
| 岩手県   | 大槌町  | <small>たいま</small><br>対間         | 共同活動の継続により「結い」の復活    | 新規・認定-5  |
| 山梨県   | 南部町  | <small>さの</small><br>佐野          | 認定農業者の育成             | 新規・認定-7  |
| 新潟県   | 新発田市 | <small>なかなかやま</small><br>中々山     | 持続的営農に向けて認定農業者を育成    | 新規・認定-9  |
| 福井県   | 美浜町  | <small>すがはま</small><br>菅浜        | 担い手の育成・機械の共同購入で営農継続へ | 新規・認定-11 |
| 岡山県   | 久米南町 | <small>みなみようみなみ</small><br>南 庄 南 | 担い手育成等を基盤とした取り組み     | 新規・認定-13 |
| 愛媛県   | 鬼北町  | <small>のぶめやわ</small><br>延川       | 認定農業者育成に向けた取り組み      | 新規・認定-15 |

< 新規就農者の確保又は認定農業者の育成を実施している事例 >

## ○ 酪農ヘルパーの活用による就農環境の改善

### 1. 集落協定の概要

|                    |                    |              |          |       |
|--------------------|--------------------|--------------|----------|-------|
| 市町村・協定名            | 北海道 中川郡 中川町        |              |          |       |
| 協 定 面 積<br>1,931ha | 田                  | 畑            | 草地（100％） | 採草放牧地 |
|                    | -                  | -            | 牧草       | -     |
| 交 付 金 額<br>2,317万円 | 個人配分               |              |          | 36%   |
|                    | 共同取組活動<br>( 64% )  | 集落の管理体制に係る経費 |          | 0%    |
|                    |                    | 農業生産活動等      |          | 1%    |
|                    |                    | 農業生産活動等の体制整備 |          | 63%   |
| 協 定 参 加 者          | 農業者 55人、農業生産組合 6組織 |              |          |       |

### 2. 集落マスタープランの概要

当集落は、町の中央を南北に流れる天塩川とその支流の安平志内川に沿って細長く開け、東に北見山脈、西は天塩山地に囲まれた渓谷型山村地域である。

当集落では、高齢化の進展とともに農家戸数の減少が進み、現状の農家戸数は84戸となり、労働力不足、担い手不足や耕作放棄地の発生が懸念されている。

このため、担い手対策として、農家子弟の就農を促進するために、酪農ヘルパー組織を活用し、休日の増加を図るなど、新規就農者等の受入環境を整備する。

| [ 活 動 内 容 ]                                                                                      |                                                                                |                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農業生産活動等                                                                                          | 多面的機能増進活動                                                                      | 農業生産活動の体制整備                                                                                                   |
| <div>農地の耕作・管理<br/>（草地1,931ha）</div> <div>個別対応</div>                                              | <div>放牧による牧歌的景観の創出<br/>（12戸）</div> <div>個別対応</div>                             | <div>草地整備や緑肥を含めた畑作との交換耕作等による輪作体系を確立し、酸性土壌の改善を図る<br/>（草地整備 93ha、緑肥18ha、土壌改良資材投入 350ha）</div> <div>共同取組活動</div> |
| <div>水路・農道の管理<br/>・水路3.0km、年2回 草刈り<br/>・農道60km、年2回 草刈り<br/>100m、年1回 補修整備</div> <div>共同取組活動</div> | <div>堆きゅう肥の施用を行い、輪作の徹底、緑肥作物の作付等を行う<br/>（堆きゅう肥 1,600ha）</div> <div>共同取組活動</div> | <div>乳牛検定成績の活用により優良後継牛群の増殖、家畜改良、乳質の向上を図る<br/>（1頭あたり乳量 8,800kg、体細胞数 18万個/ml以内）</div> <div>共同取組活動</div>         |
|                                                                                                  |                                                                                | <div>酪農ヘルパーの活用による休日増、後継者が就農しやすい環境整備（年間利用件数210件、新規就農者3人）</div> <div>共同取組活動</div>                               |

### 3. 取組の経緯及び内容

中川町では高齢化の進展とともに農家戸数の減少が進み、農業生産力の低下や離農跡地を中心とし耕作放棄地の発生が懸念されている。

このような中、農畜産物の生産体制等を整備して生産性の高い農業を確立するため、草地更新・草地整備を計画的に実施するとともに、酪農と畑作の連携による輪作体系を確立して酸性土壌の計画的な改良を図っている。

また、担い手対策として農家子弟の就農を推進するために、酪農ヘルパー組織を活用し、休日の増加を図るなど、新規就農者等の受入環境を整備している。

さらに、酪農の高度な技術の習得と経営感覚を備えるため、乳牛検定成績を活用し、優良乳用牛の後継牛群の増殖や家畜改良及び乳質の向上を図っている。

#### ○農用地等保全マップ



#### 【マップの解説】

- 水路、農道等の管理・整備
  - ・水路草刈り（3 km）
  - ・農道草刈り（60km）
  - ・農道補修（100m）



酪農ヘルパー作業



排水路の草刈り

#### [平成19年度までの主な効果]

- 草地整備・緑肥作物の導入や土壌改良による酸性土壌の計画的な改良  
(草地当初93.2ha、目標343.2ha、H19実績243.9ha、緑肥当初18.0ha、目標68.0ha、H19実績34.8ha)
- 乳牛検定成績の活用による優良後継牛群の増殖と家畜改良・乳質の向上(1頭あたり乳量当初8,634kg、目標8,800kg、H19実績8,461kg、体細胞数当初26万個/ml、目標18万個/ml、H19実績22万)
- 酪農ヘルパー組織の活用により休日の増加を図り、農家子弟の就農を推進  
(年間利用件数当初197件、目標210件、H19実績243件、新規就農者1名)
- 牧歌的景観の創出(平成19年度全国優良畜産経営管理技術発表会において最優秀賞を受賞)

< 新規就農者の確保又は認定農業者の育成を実施している事例 >

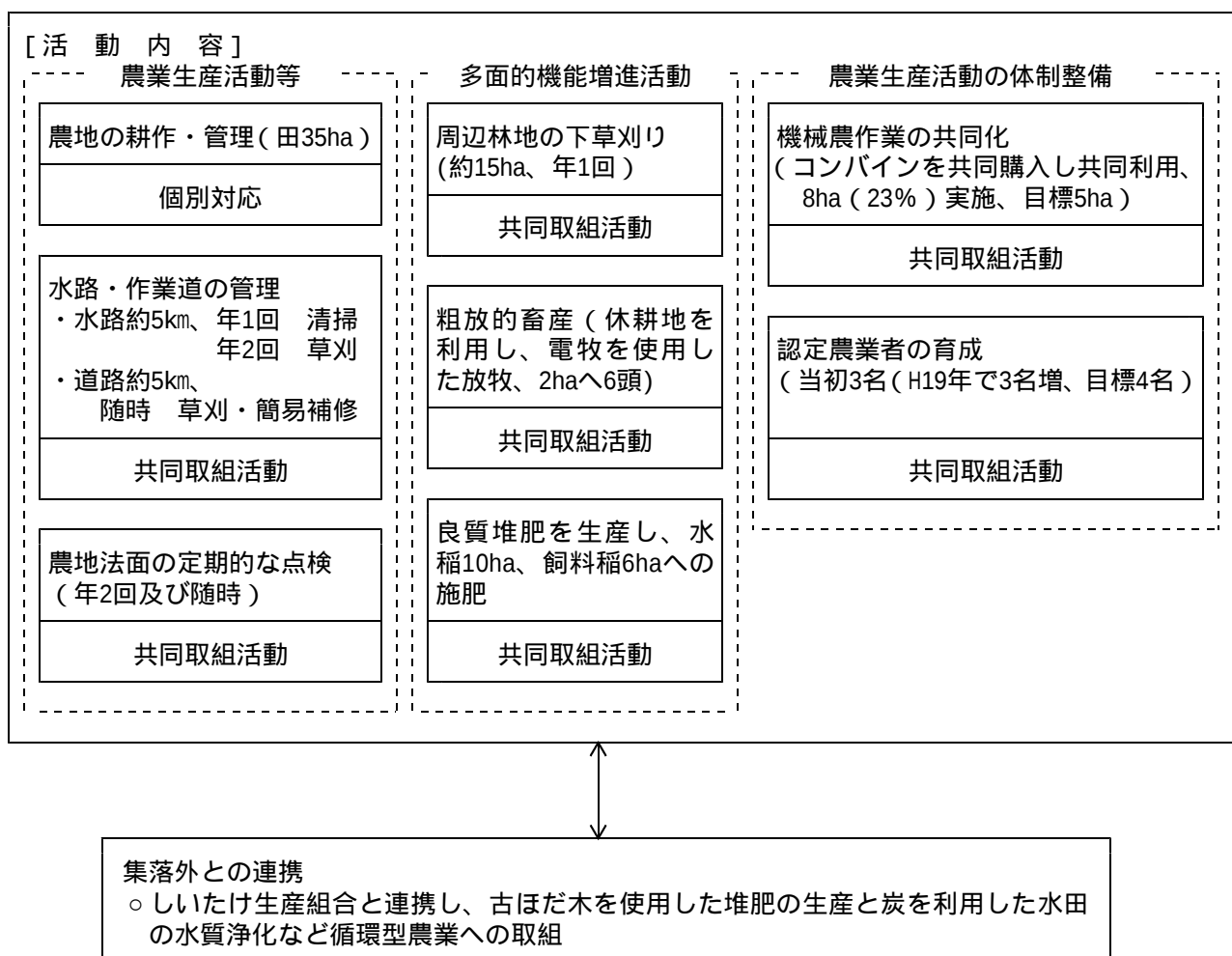
## ○ 集落全員参加で「いきいき」集落

### 1. 集落協定の概要

| 市町村・協定名   | 岩手県一関市 いきいき上要害 <small>いちのせきし かみようがい</small> |                         |    |       |
|-----------|---------------------------------------------|-------------------------|----|-------|
| 協 定 面 積   | 田 (100%)                                    | 畑                       | 草地 | 採草放牧地 |
| 35ha      | 水稻、飼料稲等                                     |                         |    |       |
| 交 付 金 額   | 個人配分                                        |                         |    | 45.1% |
| 543万円     | 共同取組活動<br>(54.9%)                           | 担当者活動経費                 |    | 3.1%  |
|           |                                             | 鳥獣害防止対策及び水路・農道等の維持管理等経費 |    | 9.2%  |
|           |                                             | 体制整備に関する活動経費            |    | 24.0% |
|           |                                             | 農用地維持管理活動経費             |    | 14.7% |
|           |                                             | その他                     |    | 3.9%  |
| 協 定 参 加 者 | 農業者34人、上要害飼料生産組合(構成員21名)                    |                         |    |       |

### 2. 集落マスタープランの概要

コンバインの共同購入による共同利用の拡大と認定農業者の育成を目標に、水田作業の集落営農組織への集積によるコスト削減と余剰労力を畜産・しいたけ・野菜栽培に向け更なる収入の確保を図り、安定した農業経営の確立を目指す。



### 3. 取組の経緯及び内容

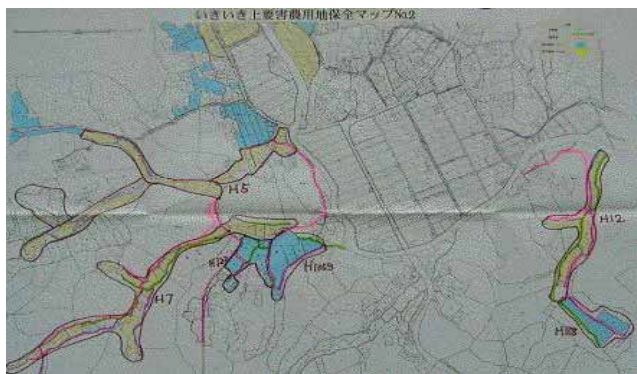
当集落は稲作を基幹にしいたけ栽培と畜産の複合経営農家が多く、平坦地は30a区画の圃場整備が済んでいるものの、山あいの水田は未整備のため狭隘である。前対策より水田の高度利用、農家の所得安定、地域の活性化を課題に集落の共同活動を展開させてきたところであり、新対策においては計画作りから集落の家族も含めて話し合い、集落農業の方向についての共通認識を醸成し、全員参加型の協定をスタートさせた。

共同購入したコンバイン活用は目標の5haを大きくクリアし、平成19年実績8haとなり余剰労働力の有効活用が図られた。

当初3名の認定農業者を4名に増やし農作業の集積を図る計画は、品目横断的経営安定対策にも対応するため、平成19年に6名に増員しオペレーターが確保された。

平成13年に循環型農業を目指し協定参加者が飼料生産組合を設立。しいたけ生産組合と連携し、供給される古ぼだ木と畜産農家からの糞尿を使用した良質堆肥を生産し、水稻と稲発酵粗飼料用稲（WCS）への施肥を行っている。また、余剰雑木等を使用した炭の生産を行い農業用水の浄化に活用するなど、環境保全に呼応した安全・安心な米の生産に取り組んできた。さらに、米の栽培履歴等のパソコン管理も始め、平成16年度より特別栽培米の生産に取り組んでいる。

子供たちにも共同取組活動に参加してもらい、農作業や木炭の敷設等を手伝うことで、ふるさと・農業を見つめなおす情操教育の場ともなっている。



#### ○農用地等保全マップ

水路を青色、農道を赤色、協定農地を水色(H17)と黄色(H18)、修繕見込箇所を黄緑色に色分けし、対象農用地の把握と水路農道の補修確認等に使用。



古ぼだ木と家畜糞尿を使用した良質堆肥の生産



全員参加の電牧設営風景

#### [平成19年度までの主な効果]

- コンバインを共同利用し、コスト削減（当初1ha、目標5ha、H19実績8ha）
- 認定農業者の育成（当初3名、目標4名、H19実績3名増）

< 新規就農者の確保又は認定農業者の育成を実施している事例 >

## ○ 共同活動の継続により「結い」の復活

### 1. 集落協定の概要

| 市町村・協定名   | 岩手県大槌町 対間 <small>おおつちよう たいま</small> |                         |    |       |
|-----------|-------------------------------------|-------------------------|----|-------|
| 協 定 面 積   | 田 (100%)                            | 畑                       | 草地 | 採草放牧地 |
| 5.2ha     | 水稻、飼料作物                             |                         |    |       |
| 交 付 金 額   | 個人配分                                |                         |    | 20.1% |
| 110万円     | 共同取組活動<br>( 79.9% )                 | 担当者活動経費                 |    | 8.6%  |
|           |                                     | 鳥獣害防止対策及び水路・農道等の維持管理等経費 |    | 32.2% |
|           |                                     | 体制整備に関する活動経費            |    | 19.6% |
|           |                                     | 農用地維持管理活動経費             |    | 9.7%  |
|           |                                     | 交付金の繰越                  |    | 5.9%  |
|           |                                     | その他                     |    | 3.9%  |
| 協 定 参 加 者 | 農業者9人、金沢小学校                         |                         |    |       |

### 2. 集落マスタープランの概要

新対策における計画は、認定農業者及び水田農業ビジョンで担い手とした農家を中心として、集落の農業を維持するため、農地集積や作業委託を増やしていく。

地域全体の老朽化した水路の管理計画を立て、認定農業者を育成し、機械の共同利用の促進を図ることで、地域の農業経営の強化をしていく。

また、近隣小学校も協定に参加し、児童の総合学習の場として稲刈りや田植等の農業体験を行っていくこととしている。

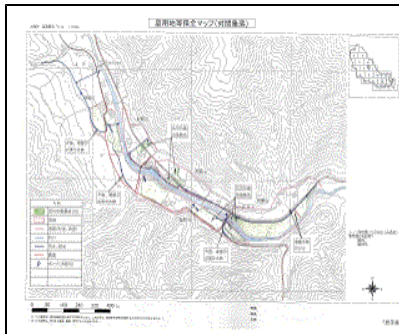
| 【活 動 内 容】                                                                                             |                                                           |                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 農業生産活動等                                                                                               | 多面的機能増進活動                                                 | 農業生産活動の体制整備                                                             |
| <div>農地の耕作・管理( 田5.2ha )</div> <div>個別対応</div>                                                         | <div>周辺林地の下草刈り<br/>(約20a、年2回)</div> <div>共同取組活動</div>     | <div>機械・農作業の共同化<br/>( 田植え5.2ha及び稲刈り3.7ha、現状維持 )</div> <div>共同取組活動</div> |
| <div>水路・作業道の管理<br/>・水路1.3km、年1回 清掃<br/>年2回 草刈<br/>・道路1.3km、年2回 草刈<br/>随時 簡易補修</div> <div>共同取組活動</div> | <div>景観作物の作付け<br/>( コスモス等の作付7a )</div> <div>共同取組活動</div>  | <div>認定農業者の育成<br/>( 現在3名( H18に1名増 ) 目標3名 )</div> <div>共同取組活動</div>      |
| <div>農地法面の定期的な点検<br/>( 随時 )</div> <div>共同取組活動</div>                                                   | <div>簡易な基盤整備( 水路<br/>を修繕・更新100m )</div> <div>共同取組活動</div> | <div>学校教育との連携<br/>( 小学生を対象に農業体験を実施 )</div> <div>共同取組活動</div>            |

### 3. 取組の経緯及び内容

当集落は農家（14戸）と非農家（24戸）が混在し、地域の結びつきが深い集落である。

しかし、協定締結前は農作業等の共同活動は少なく個別完結型の農業が主で、集落内農作業についてはコミュニケーションが図られていなかった。水路の維持保全活動も個々の農家では対応しきれない農家も出てきており、水路のほか休耕地も含めた地域全体の保全が必要とされていた。当制度による共同活動を進めていくにつれ、集落の農地を守る意識が強くなり、稲刈りを共同で行うなど「結い」が復活した。

水稻受託組織である下金沢機械利用組合（オペレーターとして当集落より3名が参加）と連携して農作業受委託を進め生産コストの低減を図るとともに、担い手不足の解消に向け認定農業者の育成（1名増）などに取り組み、農地の保全を進めている。協定参加者のうち、夫婦で認定農業者となり、母も含めて家族経営協定を締結（H18）する農家も現れている。また、老朽化の著しい農業用水路（100m）の目地の修復作業やU字溝の更新、農地法面の修復作業や作業道拡幅工事などを行うにあたっては、中古U字溝の活用や土木経験農家が重機を用いるなど得意分野を生かし経費を節約しながら、農業関連施設の維持を図っている。



#### ○ 農用地等保全マップ

マップに「今後、補修が必要な水路」「共同作業実施農地」「景観作物作付け」箇所を図示し、計画的に活動を推進する。



水路改修工事



花壇整備作業

#### 【平成19年度までの主な効果】

- 機械の共同利用による農業経営の強化
  - ・ 田植え（協定農用地全域5.2ha）、稲刈り（協定農用地3.7ha）の共同活動を維持
- 認定農業者の育成（当初2名、目標3名、H19実績1名増）
- 水路修繕・更新（目地修復や改修等目標100m、H19実績100m）
- 景観作物の作付け（コスモス等を約7a作付け）

< 認定農業者の育成を実施している事例 >

## ○ 認定農業者の育成

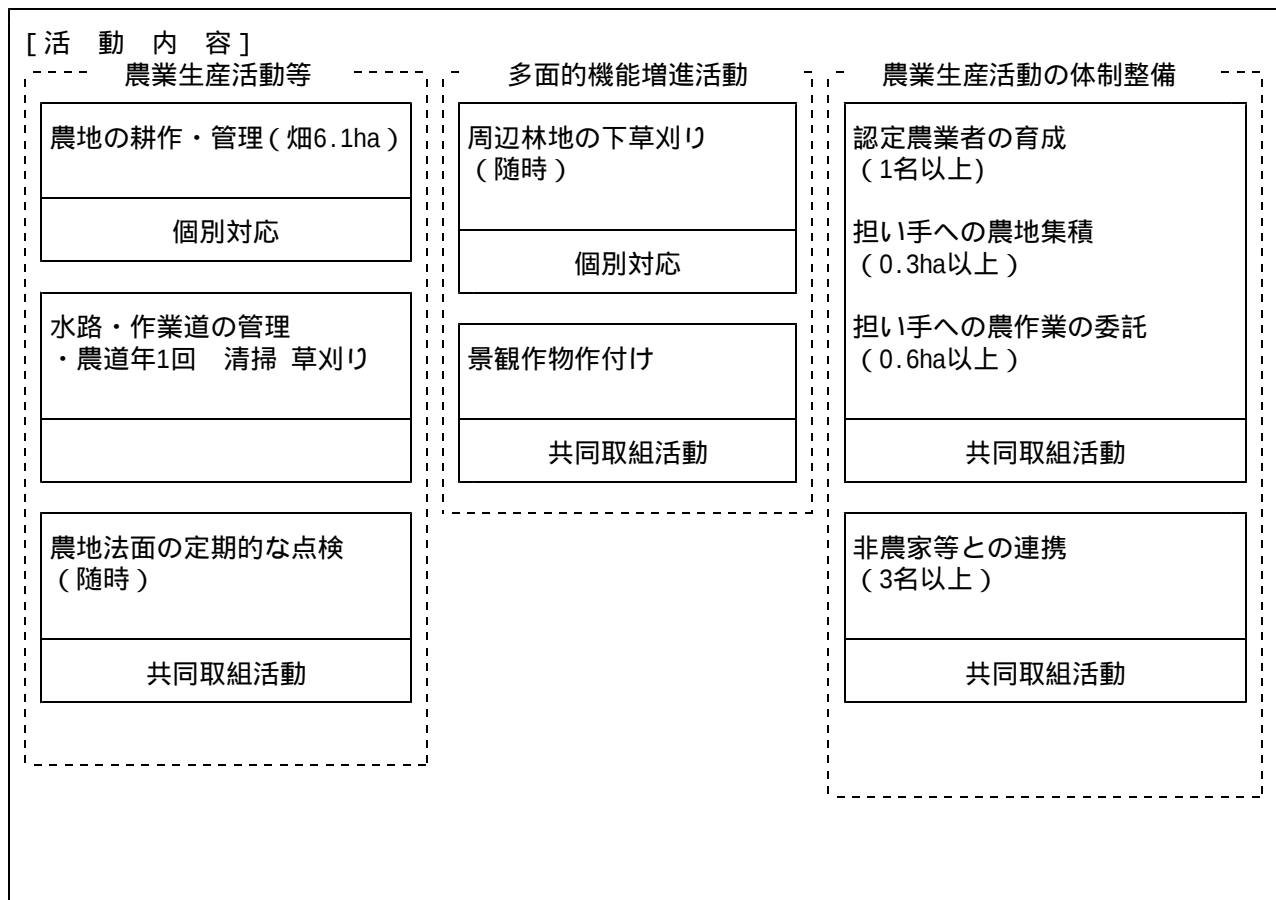
### 1. 集落協定の概要

|                  |                 |              |     |       |
|------------------|-----------------|--------------|-----|-------|
| 市町村・協定名          | 山梨県南巨摩郡南部町 佐野   |              |     |       |
| 協 定 面 積<br>6.1ha | 田               | 畑（100％）<br>茶 | 草地  | 採草放牧地 |
| 交 付 金 額<br>70万円  | 個人配分            |              |     | 80％   |
|                  | 共同取組活動<br>（20％） | 役員報酬         | 3％  |       |
|                  |                 | 農道水路等維持管理費   | 11％ |       |
|                  |                 | 景観作物作付経費     | 6％  |       |
| 協 定 参 加 者        | 農業者26人、非農業者3人   |              |     |       |

### 2. 集落マスタープランの概要

高齢化と過疎化による担い手不足を解消するために、認定農業者の育成、集落協定内の認定農業者への農地集積や、農作業受委託組織への作業委託を進めるなど、農作業の省力化を図ることを活動目標としている。

また、非農家と連携して景観作物の作付けを行い、美しい農業景観の保持にも取り組んでいる。



### 3. 取組の経緯及び内容

山里の斜面一面に茶園が広がる、県内でも優良な茶が生産される地域である。

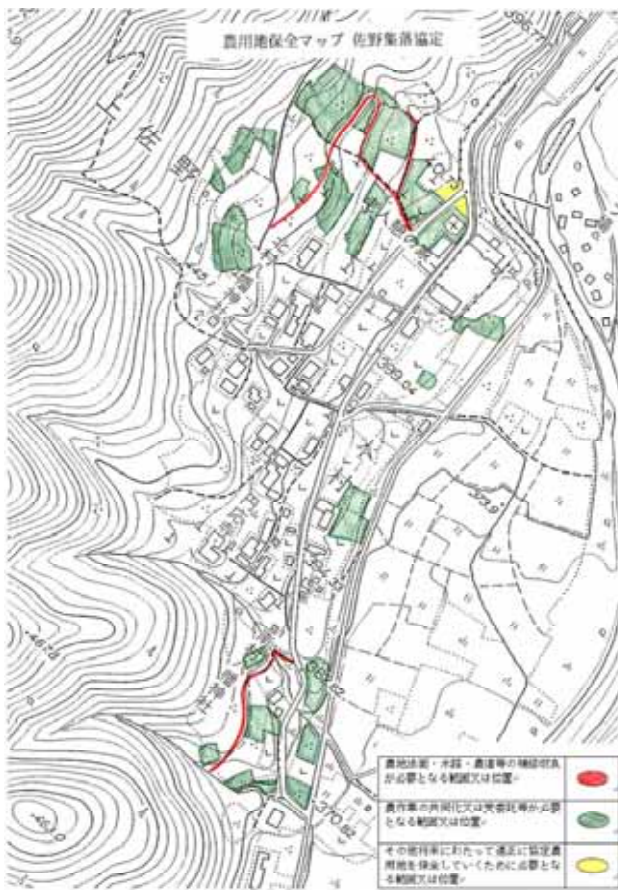
昭和40年代、茶を町の基幹作物として推進した頃から普通畑を中心に茶を植栽し徐々に規模を拡大してきたが、近年では高齢化と過疎化による担い手不足が深刻となり、このままでは農地の荒廃が進む恐れがあった。

そこで、集落では担い手の育成を目標に掲げ、担い手と位置づけた農業者に県茶振興協議会主催の栽培技術講習会への参加を依頼し、認定農業者の育成に取り組んだ結果、現在1名が認定され、既認定者と併せて2名を確保することができた。

今後は認定農業者への農地の集積を積極的に行い、農作業受委託組織とも連携しながら農地の保全に取り組む。

また、非農家と連携して美しい農業景観の保持に努めるための作業として、景観作物(ひまわり、コスモス等)を作付け、多面的機能の発揮に向けた取組みもしている。

#### ○農用地等保全マップ



#### ○担い手育成（栽培技術講習会）



#### [平成19年度までの主な効果]

- 認定農業者の育成（目標1名、H19実績2名）
- 担い手への農地の集積（目標0.3ha、H19実績1.2ha）
- 担い手への農作業の委託（目標0.6ha、H19実績0.9ha）
- 非農家と連携し多面的機能の増進（H19実績3名）

< 新規就農者の確保又は認定農業者の育成を実施している事例 >

## 持続的営農に向けて認定農業者を育成

### 1. 集落協定の概要

|                   |  |                             |  |  |                    |  |  |    |  |               |       |     |     |  |
|-------------------|--|-----------------------------|--|--|--------------------|--|--|----|--|---------------|-------|-----|-----|--|
| 市町村・協定名           |  |                             |  |  | しばたし<br>新潟県新発田市    |  |  |    |  | なかなかやま<br>中々山 |       |     |     |  |
| 協 定 面 積<br>34.9ha |  | 田 (100%)                    |  |  | 畑 ( % )            |  |  | 草地 |  |               | 採草放牧地 |     |     |  |
|                   |  | 水稻                          |  |  |                    |  |  |    |  |               |       |     |     |  |
| 交 付 金 額<br>725万円  |  | 個人配分                        |  |  |                    |  |  |    |  |               |       | 50% |     |  |
|                   |  | 共同取組活動<br>(50%)             |  |  | 農業生産活動体制整備に向けた活動経費 |  |  |    |  |               |       |     | 21% |  |
|                   |  |                             |  |  | 集落共同取組活動経費         |  |  |    |  |               |       |     | 18% |  |
|                   |  |                             |  |  | 農用地の維持・管理活動経費      |  |  |    |  |               |       |     | 2%  |  |
|                   |  |                             |  |  | 役員経費・研修会費等         |  |  |    |  |               |       |     | 6%  |  |
|                   |  |                             |  |  | その他積立等             |  |  |    |  |               |       |     | 3%  |  |
| 協 定 参 加 者         |  | 農業者39人、農業生産法人1(構成員5名)、非農家9人 |  |  |                    |  |  |    |  |               |       |     |     |  |

### 2. 集落マスタープランの概要

高齢農家のリタイアに備えて機械・労力的集約を図るため、核となる担い手農業者を中心として高齢農家が連携した集落ぐるみ型営農組織を設立し、継続的農業の実践を目指す。

| [ 活 動 内 容 ]                                         |                                        |                                                          |
|-----------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 農業生産活動等                                             | 多面的機能増進活動                              | 農業生産活動の体制整備                                              |
| 農地の耕作・管理(田34.9ha)                                   | 周辺林地の下草刈り<br>(約5ha、年2回)                | 認定農業者の育成(1名)<br>・各種研修会等への参加                              |
| 共同取組活動・個別対応                                         | 個別対応                                   | 共同取組活動                                                   |
| 共同育苗・防除の実施<br>(田34.9ha)<br>・育苗ハウス、防除機の整備            | 景観作物作付け<br>・草花の栽植 20m<br>・そばを約0.7ha作付け | 持続的営農体制の整備<br>・集落営農、法人化検討会の開催<br>(年1回)                   |
| 共同取組活動                                              | 共同取組活動                                 | 共同取組活動                                                   |
| 水路・作業道の管理<br>・水路3km、年2回<br>清掃、草刈り<br>・道路2km、年2回 草刈り | 都市農村交流の推進<br>・収穫祭でのそば打ち<br>(年1回)       | 担い手への農作業の委託<br>・集落内の認定農業者2名への農<br>作業受委託を推進(1.5ha)        |
| 共同取組活動                                              | 共同取組活動                                 | 共同取組活動                                                   |
| 農地法面の定期的な点検<br>(年2回及び随時)                            |                                        | 非農家等との連携<br>・非農家9名との連携<br>・水路・農道の清掃及び景観作物<br>の作付け等を共同で実施 |
| 共同取組活動                                              |                                        |                                                          |

### 3. 取組の経緯及び内容

#### (1) 認定農業者の育成

担い手となる農業者の候補を明確にし、知識習得等のため各種研修会への積極的な参加を促すなど、認定農業者の育成を図った結果、平成17年に新たに1名が認定農業者となった。

その後、作業の共同化と併せ、新たに育成された1名を含む2名の認定農業者への農作業受委託を推進している。

(2) 機械・施設等の整備

本制度を契機に13年に設置された水稻共同育苗ハウスを、集落の全農地に対応できるよう17年、19年に増設し、集落育苗の完全共同化が図られている。

その他、18年に共同防除機を導入するなど、育苗以外の作業でも認定農業者を中心とした共同化が進んでいる。

(3) その他

休耕田60aを利用して景観作物も兼ねたそばを栽培しており、収穫祭の開催など、当該そばを活用した都市住民との交流にも取り組み、集落の活性化を図っている。

○農用地等保全マップ

【マップの解説】

- ・集落協定農地及び道路、水路を記載。  
マップを活用し、以下の活動を実施。  
農地法面、水路、農道等の補修・改良  
鳥獣害防止対策



そば打ち交流



共同防除

[平成19年度までの主な効果等]

- 認定農業者等を中心とした営農体制の整備
  - ・認定農業者の育成 1人(21年度までの目標 1人)
  - ・認定農業者等への農作業受委託の推進 1.5ha(21年度までの目標 3.5ha)
- 高付加価値農業の推進
  - ・堆肥の共同購入、共同散布の実施 5ha
- 景観作物の作付け
  - ・休耕田を活用した景観作物(そば)の作付け 0.6ha(21年度までの目標1.0ha)
  - ・畦畔・法面への景観作物の作付け(ひまわり)
- 鳥獣害防止対策の実施電気柵の設置 2,000m<sup>2</sup>(21年度までの目標4,000m<sup>2</sup>)

< 新規就農者の確保又は認定農業者の育成を実施している事例 >

## ○ 担い手育成・機械の共同購入で営農継続へ

### 1. 集落協定の概要

| 市町村・協定名           | 福井県三方郡美浜町 菅浜 <small>みかたぐんみはまちょう すがはま</small> |              |    |       |
|-------------------|----------------------------------------------|--------------|----|-------|
| 協 定 面 積<br>10.0ha | 田 (100%)<br>水稲                               | 畑 ( % )      | 草地 | 採草放牧地 |
| 交 付 金 額<br>209万円  | 個人配分                                         |              |    | 50%   |
|                   | 共同取組活動<br>( 50% )                            | 水路・農道等の管理    |    | 16%   |
|                   |                                              | 共同機械の利用・維持管理 |    | 26%   |
|                   |                                              | 研修会等の開催      |    | 3%    |
|                   |                                              | 役員報酬         |    | 5%    |
| 協 定 参 加 者         | 農業者23人、非農家 1 人、生産組合 1                        |              |    |       |

### 2. 集落マスタープランの概要

当集落は、水稲を中心とした兼業農家が大半で、高齢化も進んでいることから、今後の耕作継続を懸念する農家が非常に多い。

そこで、特に中山間地域での耕作放棄を防止するため、担い手となる農業者の育成及び農業機械の共同利用等を推進し、担い手農業者を中心とした営農活動を目指す。

| [ 活 動 内 容 ]                                                                                                     |                                                                   |                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農業生産活動等                                                                                                         | 多面的機能増進活動                                                         | 農業生産活動の体制整備                                                                                   |
| <div>農地の耕作・管理 ( 田9.9ha )</div> <div>個別対応</div>                                                                  | <div>周辺林地の下草刈り<br/>( 約3.0km、随時 )</div> <div>個別対応</div>            | <div>機械・農作業の共同化<br/>・ 田植機の共同利用を実施<br/>( 2.5ha )</div> <div>共同取組活動</div>                       |
| <div>水路・作業道の管理<br/>・ 水路 1.5km<br/>年2回 清掃・草刈り<br/>・ 農道 3.0km<br/>年2回 清掃・草刈り<br/>随時 点検・補修</div> <div>共同取組活動</div> | <div>景観作物の作付け<br/>・ シバザクラ植栽<br/>( 約0.8ha )</div> <div>個別対応</div>  | <div>認定農業者等の育成<br/>・ 認定農業者の育成<br/>( 18年度1名認定 )<br/>・ オペレーターの育成 ( 1名 )</div> <div>共同取組活動</div> |
| <div>農地法面保護<br/>・ 防草シート設置</div> <div>個別対応</div>                                                                 | <div>堆きゅう肥の散布<br/>・ 水田へ堆肥の散布<br/>( 約4.0ha )</div> <div>個別対応</div> | <div>非農家と連携した農業生産活動<br/>・ 非農家1名が農作業に参加</div> <div>共同取組活動</div>                                |
| <div>鳥獣害防止対策<br/>・ 電気柵の共同設置、管理 ( 約6km )</div> <div>共同取組活動</div>                                                 |                                                                   |                                                                                               |

### 3. 取組の経緯及び内容

兼業農家が多いことから、今後の営農継続に不安を抱える農家が多く、中山間地域の条件の悪い農地では耕作放棄地が発生してきた。そこで、担い手を中心とした営農体制の確立、機械の共同購入・共同利用で作業の効率化・低コスト化を進め、農業生産活動を継続することを目指している。

なお、新たな対策での取り組み目標である認定農業者の1名の増加が達成され、共同購入した田植機の共同利用も2.5haで行われている。田植機の共同利用については、協定外の農用地でも推進しており、菅浜集落全体が一体となり農地を守る取組を行っている。

その他、景観作物の植栽や堆肥散布にも取り組み始めたところである。

#### ○農用地等保全マップ



#### 【マップの解説】

- ・田植機を共同利用する農用地の位置  
赤：2年目  
緑：3年目  
黄：4年目  
橙：5年目
- ・農道整備計画  
青：農道舗装



防草シート・シバザクラ植栽



畦畔の草刈り



農道の草刈り

#### [平成19年度までの主な効果]

- 農業機械の共同利用による営農の効率化・低コスト化
  - ・ 田植機の共同利用 2.5ha (21年度までの面積目標 2.84ha)
- 認定農業者等を中心とした営農体制の整備
  - ・ 認定農業者 (1名) およびオペレーターの育成 (1名)
- 堆きゅう肥散布による地力の維持・向上
  - ・ 広域 (美浜・三方) の堆肥化施設で生産された堆肥を水田へ散布 (約4ha)
- 景観作物の作付け
  - ・ 畦畔および法面にシバザクラを植栽 (約0.8ha)
- 非農家と連携した農業生産活動
  - ・ 非農家1名が農業生産活動に参加。農業者と共に農作業を実施
- 鳥獣害防止対策の実施
  - ・ 電気柵の設置・維持管理の共同化 (約6km)

< 認定農業者の育成を実施している事例 >

## ○ 担い手育成等を基盤とした取り組み

### 1. 集落協定の概要

|                  |  |                  |  |               |                  |    |  |       |  |     |  |
|------------------|--|------------------|--|---------------|------------------|----|--|-------|--|-----|--|
| 市町村・協定名          |  |                  |  |               | 岡山県久米郡久米南町 南 庄 南 |    |  |       |  |     |  |
| 協 定 面 積<br>38ha  |  | 田（98.4％）         |  | 畑（1.6％）       |                  | 草地 |  | 採草放牧地 |  |     |  |
|                  |  | 水稻等              |  | 大豆等           |                  |    |  |       |  |     |  |
| 交 付 金 額<br>724万円 |  | 個人配分             |  |               |                  |    |  |       |  | 50％ |  |
|                  |  | 共同取組活動分<br>（50％） |  | 農地維持管理、導水路補修等 |                  |    |  |       |  | 30％ |  |
|                  |  |                  |  | 鳥獣害防護等        |                  |    |  |       |  | 10％ |  |
|                  |  |                  |  | 各種推進経費、役員報酬等  |                  |    |  |       |  | 10％ |  |
| 協 定 参 加 者        |  | 農業者 42人          |  |               |                  |    |  |       |  |     |  |

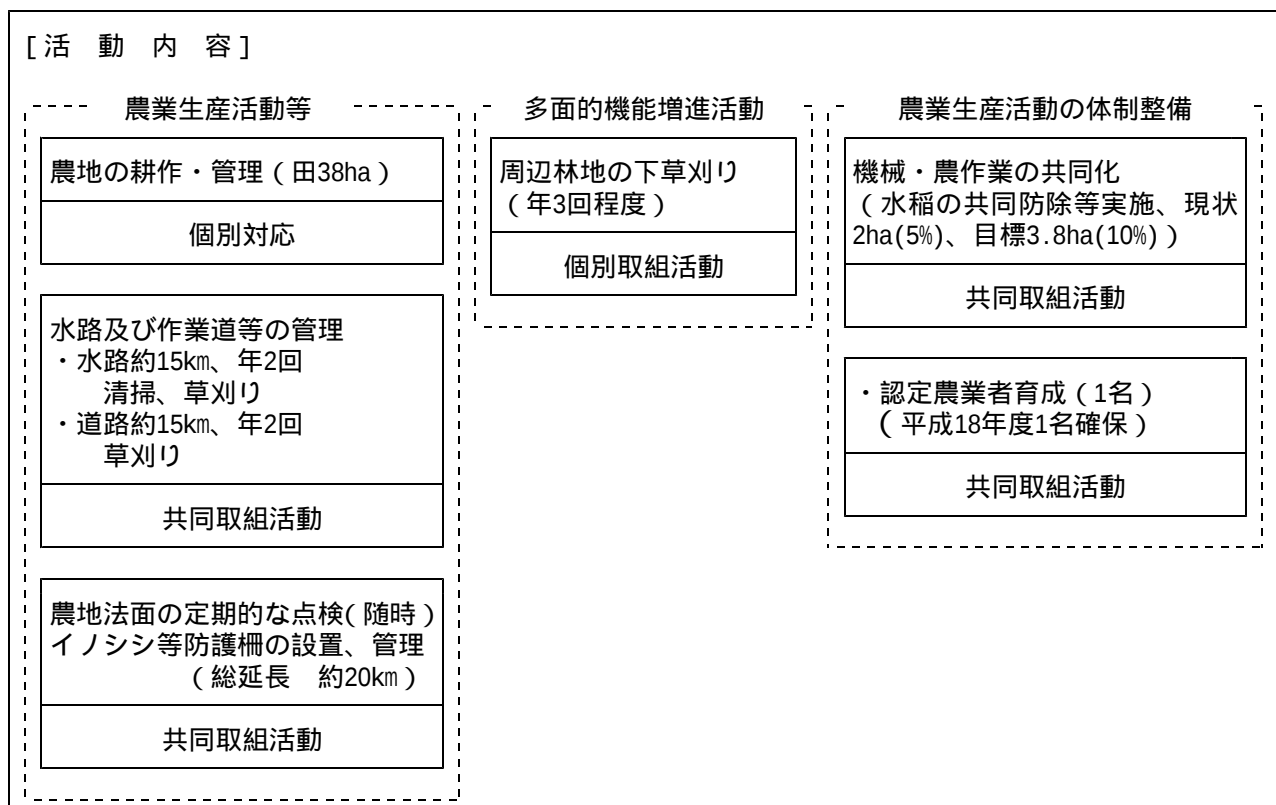
### 2. 集落マスタープランの概要

地形条件が不利なほ場の畦畔は面積が大きく農業生産の負担となっている。このため、転作作物として黒大豆の導入による経営確立事業を実施し、水稻に次ぐ基幹作物となっている。今後は豊富にある畦畔雑草を有機物に利用し、ほ場へ還元して、安心安全な農作物の安定生産を目指す。そして、認定農業者を育成し、これら担い手に農地の集積を図り、集落内で効率的な営農を進める。また、イノシシ等被害防止活動として、集落全体の農地を防護柵（電柵等）やネットで覆い、効果的な対策を施すことを中心に、以下のとおり具体的な目標を設定して取り組む。

イノシシ等被害防止のための電柵等の設置管理をする。（計画延長約20km）

農機具の共同化により、農作業（防除等）を効率的に行う。（計画面積3.8ha）

担い手の育成に努める。（認定農業者1人→2人）



### 3. 取組の経緯及び内容

集落内における基幹的農作業は、従来、個々の農家で行ってきたが、高齢化が進展する中で将来的に困難となることが予想されたため、前対策から本制度に取り組み、集落内の話し合いを進めた結果、水稻、野菜等の経営で規模拡大を図る営農指向者を認定農業者として育成し、農作業受委託を積極的に推進する。

現在、水稻の防除作業及び耕起作業の共同化を推進しており、効率的な防除等の実施により水稻の品質向上につながっている。

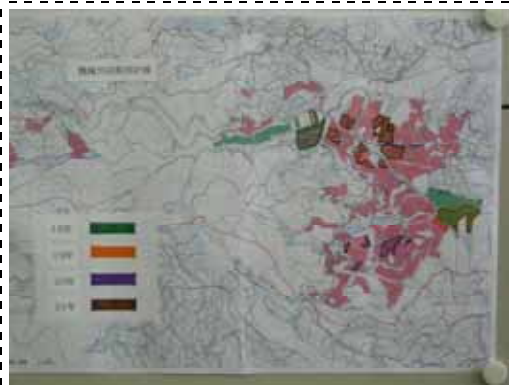
また、兼業農家であったが集落内の担い手として活躍していた若手農業者の中に、今後、水稻と大豆等の転作作物を中心に専業農家として農業経営の規模拡大等を目指す意向を持った者が存在していたため、集落内で話し合った結果、この者を中心に積極的に農作業の委託や利用権設定等の集積を進めていくことで合意し、新たに認定農業者1名の確保ができた。

このことにより、農作業の受委託や規模拡大のための利用権設定等が進み、高齢化、担い手不在による耕作放棄地発生の懸念に一定の歯止めがかかることが期待される。

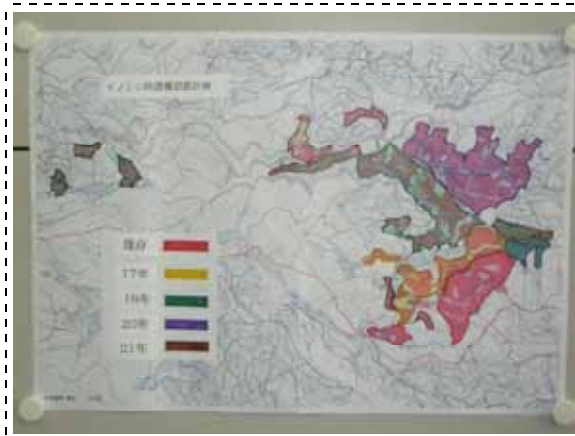
#### ○農用地等保全マップ

##### 【マップの解説】

- ・機械・農作業の共同化箇所を明確化
- ・イノシシ被害防護対策箇所を明確化



機械農作業の共同化



イノシシ被害防護対策



集落営農に向けた研修会



イノシシ被害防護対策

#### [平成19年度までの主な成果]

- 農薬等防除作業における機械の共同利用による営農の効率化・低コスト化  
(当初: 0ha、目標3.8ha (協定農用地の10%超)、H19実績2.0ha)
- イノシシ被害防護柵の設置 (当初: 0ha、目標20km、H19実績15km)
- 認定農業者の育成 (当初: 1人、目標: 2人、H19実績: 2人)

< 新規就農者の確保又は認定農業者の育成を実施している事例 >

## ○ 認定農業者育成に向けた取り組み

### 1. 集落協定の概要

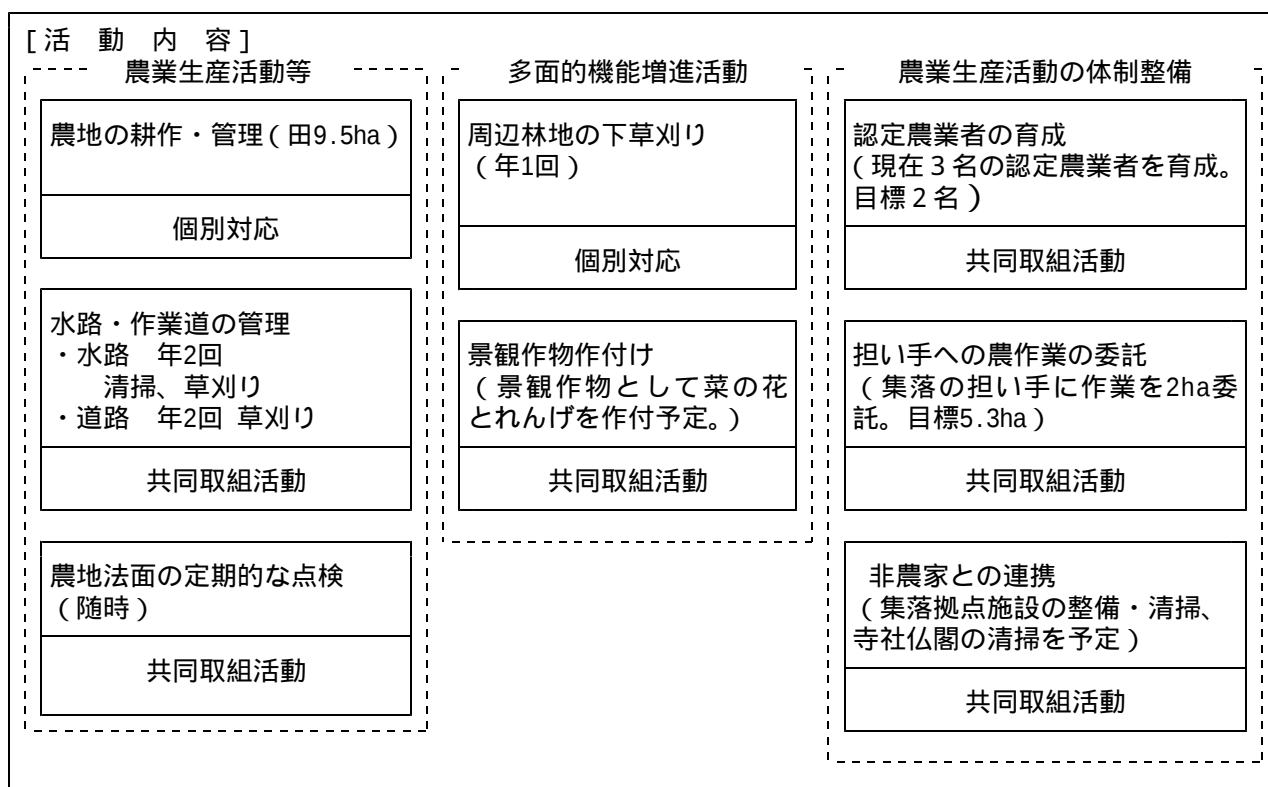
|                  |                 |          |    |       |
|------------------|-----------------|----------|----|-------|
| 市町村・協定名          | 愛媛県北宇和郡鬼北町 延川   |          |    |       |
| 協 定 面 積<br>9.5ha | 田 (100%)<br>米   | 畑        | 草地 | 採草放牧地 |
| 交 付 金 額<br>200万円 | 個人配分            |          |    | 50 %  |
|                  | 共同取組活動<br>(50%) | 役員手当     |    | 3 %   |
|                  |                 | 農道・水路管理費 |    | 21 %  |
|                  |                 | 農地管理費    |    | 26 %  |
| 協 定 参 加 者        | 農業者30人 非対象農家4名  |          |    |       |

### 2. 集落マスタープランの概要

農村地域ではあるが都市部まで1時間弱の通勤圏内であるため、兼業化が進んでいる。

現在、当地域（三島）の65歳以上の高齢化率は43.8%を超えている。高齢化は進んでいるが、各農家（専業、兼業）の中には比較的中年層もあり、営農組織も構成されている。将来像として集落協定の中から認定農業者2名育成することを目標としている。

今後も定年退職後の就農者の支援等を行っていき、農地や自然の保全に取り組んでいく。



#### 集落外との連携

- 集落内の農家に農作業委託等ができない場合には、集落外の農家との連携を図り、農作業委託等を推進する。現在2haの受委託実績がある。（受託者には（社）鬼北町農業公社も含む）
- 道路・水路等の共同作業清掃時には、協定参加者の家族、非協定参加者も参加。

### 3. 取組の経緯及び内容

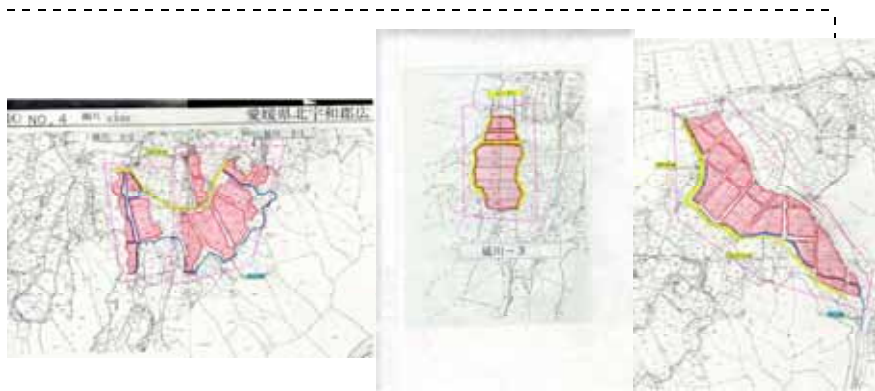
集落の核となる農業者を育成することで効率的な農業を実現するため、認定農業者を育成する。また、各農家の後継者が今後とる形態としては定年帰農が多くを占めると予想されるので、集落としては休日に手伝う子弟についても農業後継者として位置付け、交流・情報交換を行い技能向上に努めていく。最終的には定年退職後の就農となるが、地域の農業経営の維持を進める上では有効なことであると考える。

鬼北町農業支援センターを母体として、県、町、ＪＡが連携して個別指導等を行った結果、集落内に認定農業者育成の機運が高まり、今年度、２名の認定農業者の掘り起こしに成功し、集落の担い手として位置付けることができた。今後も継続して参加者の意識啓発を行い、担い手の育成に努める。

非農家の協力も得ながら集落全体で行う活動を増やし、協定活動や集落づくり活動への理解促進に努め、集落機能を維持する。

集落協定者や営農組合員で耕作可能な者に、利用権の設定・農作業の受委託を進めていき、大型機械での作業が可能な水田は（社）鬼北町農業公社等に農作業の委託をしながら水稻の生産を継続していく。

#### ○農用地等保全マップ



#### 【マップの解説】

- ・ 集落内の農家・非農家が協力して農地等の保全に努めている。
- ・ 損壊を受けた水路の補修を行っている。



町認定農業者認定書の写し



水路除草作業

#### [平成19年度までの主な効果]

- 認定農業者の育成（当初１名 目標２名 H19実績３名）
- 担い手への農作業の委託（集落の担い手に農作業を２ha委託。目標5.3ha）
- 非対象農家の集落拠点施設の整備・清掃等への参加（現在４名 目標６名）